

公立図書館基準の歴史における「公立図書館の設置及び運営に関する基準」(1992) の役割

薬袋 秀樹
(筑波大学名誉教授)

【要旨】

1992 年に生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会が「公立図書館の設置及び運営に関する基準」をまとめ、文部省社会教育局長名で都道府県教育委員会に通知された。公示されなかったが、初めての基準となった。本研究の目的は、この基準が当時の国の公共図書館行政の中でどのような役割を果したのかを明らかにすることである。関連文献を調査した結果、次の点が明らかになった。非常に多くの課題に直面する状況で、局長通知ではあるが、初めて基準を定めたことに大きな意義がある。特に地方行革による規制緩和の提案に対し、今後の展開を予測し、専門的職員の制度を維持するための規定を定めたこと、数値目標とその根拠を明示したこと、専門委員会が基準を確実に制定するために積極的な取り組みを行い、事務局が関係団体との懇談等によって説明に努めたことが高く評価できる。

1. 研究の目的と方法

(1) 研究の背景

社会教育施設である公民館、図書館、博物館については、その健全な発達を図るために、文部科学大臣が設置及び運営に関する基準を定めることが法律で定められている。図書館については、1950 年に、図書館法第 18 条で「文部大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする」とが規定されている。

1967 年 3 月に社会教育審議会（以下、「社教審」という）社会教育施設分科会小委員会が策定した基準案が社教審に報告されたが、公示には至らなかった¹⁾。1972 年に社教審社会教育施設分科会図書館部会が作成した基準案（以下、「1972 部会案」という）を文部省が整理し、1973 年 8 月の社教審総会で条件付きで承認された（以下、「1973 基準案」という）が、これも公示されなかった^{2) 3)}。いずれも数値目標が高すぎたためである。

1990 年 11 月、生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会が基準案の検討を開始し、1992 年 5 月に「公立図書館の設置及び運営に関する基準」⁴⁾（以下、「1992 基準」という）が発表され、6 月に生涯学習局長名で都道府県教育委員会等に通知された⁵⁾。公示されなかったが、案ではない初めての「基準」となり、画期的であった。

この後、2001 年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」⁶⁾（以下、「2001 基準」という）、2012 年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」⁷⁾が公示された。1992 基準はそれまでの基準案から一步前進し、公示された 2001 基準へのステップとなった。

(2) 研究の目的

本研究の目的は、1992 基準が当時の国の公共図書館行政の中でどのような役割を果したのかを明らかにすることである。1992 基準案に関する図書館関係者の議論は独立したテーマとして扱い⁸⁾、本稿では取り上げない。

(3) 研究の方法

文献研究を行う。1992 基準に関する資料を網羅的に収集し分析する。次の 3 つの研究課題を設定する。①1970 代末～1990 年代初めの国の公共図書館行政と 1992 基準の検討経過はどのようなものであったか、②1992 基準の内容にはどのような特徴があったか。③1992 基準の果たした役割はどのようなものであったか。②では、1972 部会案、1973 基準案の規定・数値目標と比較する。

1992 基準に関する先行研究はない。委員による基準の解説はないが、文部省生涯学習局 学習情報課と、日本図書館協会（略称：日図協）、図書館問題研究会（略称：図問研）との懇談の記録^{9) 10)} が公開されており、銭谷眞美課長の発言から文部省の考え方が理解できる。委員の田中久文は 2002 年に経過を報告している¹¹⁾。

2. 国の公共図書館行政と 1992 基準の検討経過

(1) 1970 年代末～1990 年代初めの国の公共図書館行政

1) 國の行政の動き

①臨時教育審議会答申

1982 年、中曾根首相直属の臨時教育審議会が設置され、教育政策について検討が行われ、4 次にわたる臨教審答申（1985～1987 年）が発表され、生涯学習体系への移行が提案されたほか、様々な問題提起があり、公共図書館としての対応策を検討する必要が生じた¹²⁾。

②地方行革と規制緩和

1970 年代末から地方行革が始まり、図書館でも非正規職員が増加するようになり¹³⁾、1981 年には京都市図書館の社会教育振興財団への委託、1987 年には足立区立図書館のコミュニティ文化スポーツ公社への委託が行われた。日本都市センター（1979 年）や地方自治経営学会の提言（1985、1990 年）^{14) 15)} では、国庫補助金を受ける図書館における、図書館法第 13 条第 3 項に基づく館長に対する司書資格の義務付けと、「公立図書館の最低基準」（図書館法施行規則第 2 章）に基づく司書の配置の義務付け等が批判され、規制緩和が求められた。

1989 年、臨時行政改革推進審議会「国と地方の関係等に関する答申」¹⁶⁾に基づく「国と地方の関係等に関する改革推進要綱」が閣議決定され、その中で「公立図書館長等職務資格に係る司書資格取得のための講習科目要件の緩和を図るとともに、司書（補）配置基準及び図書冊数整備基準の改善を図る」が挙げられている¹⁷⁾。

③自治省の図書館ネットワーク構想

自治省は、1990 年以降、独自の立場から図書館ネットワークに関する調査研究を行い¹⁸⁾、図書館ネットワークの整備に取り組んだ。

2) 日本図書館協会の取り組み

①ナショナルプランと図書館事業基本法案

1979 年頃から、公共図書館関係者の間で「ナショナルプラン」に関する議論が盛んにな

り、それを受け、日図協を中心に図書館事業基本法を制定しようとする動きがあったが、関係団体の賛成が得られず、反対運動が起り、1982年頃、途中で途絶した¹⁹⁾²⁰⁾。

②町村立図書館の振興

日図協は、1982年に町村図書館活動を推進する委員会を設置し、調査研究を行い²¹⁾、『つくりませんか図書館を：町村図書館づくり Q&A』(1991)等のパンフレットを作成して、図書館未設置町村に図書館設置を呼びかけ、その結果、図書館未設置町村の解消が政策課題であることが広く知られるようになった。

③「公立図書館の任務と目標」

日図協は1979年に図書館政策特別委員会を設置し、望ましい基準が公示されないため、自主的基準をめざし、1983年に「公立図書館の任務と目標」の素案の作成を開始した²²⁾。

数値目標については、1986年4月の「第二次案」末尾の「公立図書館サービスの目標値」で「一つの例」を示している²³⁾。要点は、1)登録率：15%、2)年間貸出冊数：人口1人当たり3冊以上、3)年間購入冊数：人口1,000人当たり125冊、最低4,000冊等である。

しかし、1987年9月発表の「公立図書館の任務と目標（最終報告）」²⁴⁾では、「高すぎる」「低すぎる」という両方の意見があつて「調整困難なので、削除することにした」と述べ、1989年出版の解説書では、一委員による試案として、人口20万人の都市で「登録率30%，年間の貸出冊数人口一人当たり6冊以上」等の「数量的な目標」が示された²⁵⁾。

(2) 1992基準の検討経過

1) 文部省の立場

文部省は、地方行革における規制緩和の提言、文部省を中心とする生涯学習政策の推進、自治省の図書館ネットワーク政策、日図協等による独自の図書館立法の取り組みとその失敗、町村図書館整備の要望、自主的な図書館基準の策定等に直面し、それに対する対応が必要であった。文部省はこれらの状況に対し公共図書館の在るべき姿を示す必要があった。

特に規制緩和への対応は緊急の課題であった。当時、望ましい基準が公示されていなかったため、図書館法と図書館法施行規則しか制定されていなかった。図書館法では、国庫補助金を受けない公共図書館においては、図書館長の司書資格については定めておらず、司書・司書補の配置については地方公共団体の教育委員会の判断に委ねていた。ほかには、この2点に関する規定が存在しなかつたため、補助金が廃止されるか、あるいは、図書館法第13条第3項と「公立図書館の最低基準」が廃止された場合、この2点については国の考え方を示さない状態になることが予想された。伊東正勝（元文部省図書館職員養成所長）は、既に1973年に、研究・改善すべき点の一つとして、館長の資格要件について「国庫補助を受けない図書館長については何等の条件はない」ことを指摘している²⁶⁾。

望ましい基準はこれらの課題に対する指針を示すもので、文部省としては、至急、望ましい基準を制定して、この2点に関する規定を定める必要があったと考えられる。

2) 社会教育審議会等の取り組み

社会教育審議会社会教育施設分科会は、公共図書館の在り方の検討を行い、1988年2月に「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について－中間報告－」（以下、「1988報告」という）を発表した²⁷⁾。

1989年12月、社会教育審議会社会教育施設分科会図書館に関するワーキンググループ

が発足した²⁸⁾。1990年7月社会教育審議会が発展的に解組され、8月生涯学習審議会が設置された。11月に図書館に関するワーキンググループを改め、生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会が設置され、公立図書館の設置及び運営等のあり方等の検討を開始した²⁹⁾。このワーキンググループと委員会では司書講習科目についても検討している。

報告発表時の専門委員会委員は次の9名である（◎：主査、○：副査）。◎藤川正信（前図書館情報大学長）、○天谷 敦（東京都立中央図書館副館長）、北嶋武彦（大正大学教授）、鈴木英二（千葉経済短期大学非常勤講師）、高村久夫（流通経済大学教授）、竹内紀吉（千葉経済短期大学助教授）、田中久文（日本大学教授）、細野公男（慶應義塾大学教授）、村田文生（埼玉県教育委員会生涯学習課長）。

1991年5月末に「公立図書館の設置及び運営に関する基準(案)」、「公立図書館の設置及び運営に関する基準(案)の数値に関する資料」（以下、「数値資料」という）、「国庫補助を受けるための公立図書館の最低基準(案)」等が発表された^{30) 31)}。「数値資料」は数値目標の根拠を示す資料で、「最低基準(案)」は「最低基準」の改定案である。発表後、錢谷課長は、図問研（1991年8月23日）、日図協（1992年1月13日）との懇談会に出席し、基準案について説明し、懇談している。その時点で、秋には基準案を施設部会に提出し、年内には社会教育分科審議会の承認を経て大臣告示となる予定とされていた³²⁾。

1992年5月、「公立図書館の設置及び運営に関する基準」を含む「公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）」が発表された。「最低基準」は改定されなかった。

3. 1992基準の内容

(1) 基準の考え方

錢谷課長による説明の要点は次のとおりである。基準案の説明にとどまらず、背景にある政策課題と多様な考え方を示している点が特徴である。

- ・図書館行政の課題はサービスの充実と未設置町村の解消で、1992基準の目的は、①現在の図書館運営に対して基準を示し、②図書館未設置市町村の図書館建設の契機となることである。そのため、未設置市町村に対して無理な理想像を描くことはできない、低いレベルの基準も出せないという制約がある。
- ・1967、1973基準案は、数値が当時の状況とかけ離れていたため、制定されなかった。
- ・町村立図書館については、公民館図書室もあり、一律には対応できない。施設複合化の動きがあり、それに合わせるか、単独を目指すかが問題である。
- ・設置の課題は財源で、検討が必要である。財源は「どこからでも取ってくるという考え方」でよいか。
- ・小図書館を作つて大きくするという考え方、図書館的施設でも、ある方がよいという考え方をどう考えるか。
- ・数値目標は当面の数値であることを解説したい。ただし書き付きでも、示す方がよい。
- ・専門職制度の未確立については考える必要がある。人事交流は、司書が他図書館や行政職場を経験し広い視野と見識を持つようにして、人事と図書館を活性化することを意図している。「司書のように固定した職種は大事な職種であるが、人事上むずかしい職種

とも聞く」「人事の活性化が図書館の活性化につながるという考え方もある」「学校教育の例からして固定はどうかと思う」、「一つの職場に長くいることは、何らかの障害も出てくるのではないかとの考え方もある」

- ・国庫補助を受ける場合、図書館長に司書資格が必要であるため、図書館建設をためらう状況がある。行革審では、国庫補助の条件から図書館長の司書資格を外すことを求める意見が強く、司書資格は残したが、緩和の方向が出された。そのため、基準では「望ましい」という表現を用いた。
- ・地方交付税については、毎年自治省に積算に関する意見を出しているが、困難である。
- ・自治省の図書館情報ネットワークシステムには隣接自治体間、個別自治体内のネットワークが含まれるが、文部省の図書館ネットワークは都道府県立図書館を核として、都道府県立図書館の図書情報の流通の円滑化をめざすものである。

(2) 基準の構成

名称は「公立図書館の設置及び運営に関する基準」である。報告書は、「はじめに」と「(別紙) 公立図書館の設置及び運営に関する基準」から構成されている。基準は、1973 基準案と同様、「第1章 総則」「第2章 市町村立図書館」「第3章 都道府県立図書館」からなり、条文形式を取っている。第3章には、新たに、市町村立図書館に関する規定を準用する規定が設けられ、市町村立図書館と共に規定が省略された。

(3) 規定の項目

1992 基準と 1973 基準案の項目を比較し、主な新設項目を抽出した。表1は「1992 基準の主な新設項目」で、新設された項目にアンダーラインを付してある。このうち、第1章4と第3章3は、1988 報告を反映したものと考えられる。

町村立図書館の整備については、特に規定していないが、「未設置市町村への助言」を新設している。図書館ネットワークに関しては「情報ネットワークの構築」や「資料の円滑な流通」、図書館サービスについては「障害者サービス」「高齢者サービス」、職員の質と量の不足に対しては「研修事業の実施・内容の充実」「外部人材の活用」「ボランティアの受け入れ」、これら全体を支えるための「調査・研究開発」等の項目を新設している。都道府県立図書館については、市町村立図書館支援を一義的な役割として位置付けている。「公立図書館の任務と目標」の評価できる点を取り入れていると考えられる。

(4) 図書館職員

1) 図書館長

「館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい」と規定している。この規定は、国庫補助金を受けない図書館における館長の資格要件に関する唯一の規定である。

2) 専門的職員

第1章総則では、「教育委員会は、専門的職員の採用及び待遇改善に努める（中略）ものとする」、第2章市町村立図書館では、最低基準に定める「人数以上の専門的職員を確保するものとする」と規定している。「採用」では、司書講習への派遣等ではなく、新たに採用することを求めており、「待遇改善」では、待遇に問題があることを示唆し、改善を求めている。これらの規定は、国庫補助金を受けない図書館における専門的職員の配置に関する唯一の規定である。1972 部会案では、「専門的職員としての資格をもつ有能な人材

を求めるよう努力すべき」で、「専門職制度を確立し、その待遇についても適切な配慮が望ましい」と規定しているが、1973 基準案では「司書及び司書補を置くものとする」とのみ規定しており、これよりも充実した規定となっている。

3) 人事交流

「その専門性の活用や生涯学習を援助するために必要な広い知見を得させる等の観点から、計画的に他の図書館、学校、社会教育施設、教育委員会事務局などとの人事交流に努めるものとする」と規定している。この規定は「専門的職員の採用及び待遇改善に努める」という文言に続いており、専門職員の採用と配置が行われるという前提の上で広い見地を求めており、司書にも人事異動が必要であることを認めたものである。事務職を配置し、定期的に人事異動を行う職場では、人事交流という言葉は用いないため、「専門的職員」に適用されることは明らかである。これは人事交流に関する初めての規定である。

表1 1992 基準の主な新設項目

第1章 総則	7 職員
1 趣旨	(1) <u>図書館長の要件</u>
(2) <u>係数により示した水準</u>	(5) <u>外部の専門家の活用</u>
2 設置	9 <u>図書館協議会</u>
・ <u>都道府県、都道府県立図書館</u>	10 施設・設備の規模、内容
3 資料・情報の収集・提供等	(1) <u>⑤情報の収集、処理、蓄積及び提供等</u>
(2) <u>情報処理機能の向上</u>	(3) <u>保存スペースの確保</u>
(3) <u>都道府県立図書館と市町村立図書館の連携協力</u> (資料の収集等における)	(4) <u>施設内外の環境の整備</u>
4 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力 (各館種図書館を含む)	11 資料等
5 職員の資質向上等	(1) <u>図書館の機能が十分発揮できる種類・量の図書の整備</u>
(1) <u>教育委員会及び図書館による研修事業の実施・内容の充実</u>	<u>郷土資料、行政資料、全国紙、主要地方紙の整備</u>
(3) <u>人事交流</u>	(3) <u>目録データベースの整備</u>
第2章 市町村立図書館	第3章 都道府県立図書館
3 情報サービス	1 運営の基本
・ <u>レファレンスサービスの用語</u>	(1) <u>都道府県立図書館による連絡調整</u>
・ <u>レフェラルサービス</u>	3 <u>都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク</u>
4 児童・青少年、障害者、高齢者等へのサービス	・ <u>情報ネットワークの構築</u>
(2) <u>障害者サービス</u>	・ <u>情報・資料の円滑な流通</u>
(3) <u>高齢者サービス</u>	4 <u>図書館間の連絡調整</u>
5 学習機会の提供	5 <u>調査・研究開発</u>
(2) <u>ボランティアの受入れ</u>	8 <u>図書館未設置市町村への支援</u>
6 広報	(2) <u>未設置市町村への助言</u>
	9 <u>準用</u>

(5) 数値目標

1973 基準案を受け継ぎ、数値目標を示している。市町村立図書館について、①人口 1 人当たりの年間貸出冊数、②開架冊数、③毎年の収集冊数（開架冊数に対する比率）、④専門的職員数の 4 項目を挙げて、「係数により示した水準については、現在、図書館の中には整備途上の館が存在することに配慮し当面達成すべき水準を示したものであり、これを達成した場合にあっても、更に水準の向上を図るよう努めなければならないものとする」と述べている。開架・収集冊数と専門的職員数では、増加率が人口増加に伴い遞減している。この点は 1967 基準案と同様で、1972 部会案、1973 基準案とは異なり、現実的である。以下、数値目標を解説し、1972 部会案、1973 基準案と比較する。

1) 人口 1 人当たりの年間貸出冊数

「年間貸出冊数は、人口 1 人当たり 4 冊以上となるよう努めるものとする」と規定している。1973 基準案にはないが、1972 部会案では「2 冊以上」である。「公立図書館の任務と目標」の第二次案（1986 年）では 3 冊以上、解説（1989 年）では 6 冊以上の目標を示しており、この中間の数値に当る。「数値資料」では、「平均年間貸出冊数 2.4 冊（平成元年度間、学習情報課調べ）」を示している。

2) 開架冊数と毎年の収集冊数

開架冊数については、「市町村の人口に応じて次に掲げる冊数以上とするよう努めるものとする」と規定し、人口によって 5 段階に分けている。人口段階は「公立図書館の最低基準」の区分と同一である。この数値はこれまでの基準案には見られず、初めての項目である。これは広い開架スペースにおける資料提供の重要性を考慮したものと考えられる²⁾。「数値資料」では、「自治体別開架冊数の状況 平成 2 年 10 月現在」として、自治体平均と基準(案)のグラフを示しており、基準(案)は自治体平均とほぼ同一である。

収集冊数については、「毎年、開架冊数の 5 分の 1 以上の冊数を収集するよう努めるものとする」と規定している。1972 部会案、1973 基準案では増加冊数を示し、市立図書館では人口比例の冊数、町村立図書館、都道府県立図書館では一定冊数以上を示している。「数値資料」では、「平均開架冊数 54 千冊、平均受入冊数 8 千冊、受入／開架=15%（平成元年度間、学習情報課調べ）」の数値を示している。

3) 専門的職員数

「市町村立図書館（分館含む）は、（中略）対象となる地域内の人団に応じて、少なくとも（中略）図書館法施行規則に定める人数以上の専門的職員を確保するものとする」と規定し、数値目標として「公立図書館の最低基準」を用いている。「最低基準」の改定案では、都道府県立図書館では地方交付税上の措置を考慮し、市町村立図書館では実態に即し、若干加算している。1972 部会案、1973 基準案では、市立図書館では人口に対する一定比率の人数を示し、町村立図書館、都道府県立図書館では一定数以上の人数を示している。

4) その他の特徴

施設の数値目標は定めていない。1972 部会案、1973 基準案では市町村立図書館の分館の施設規模のみを示している。ただし、開架冊数の数値目標は開架スペースの基準の役割も果たすと考えられる。

(6) 公示の予定

最終的には、局長通知にとどまった。田中は、さらに図書館間格差が拡大し、行政基準の大綱化の流れが始まっていたため、見送られたと述べているが、1967 基準案の場合と同様に大蔵省、自治省の了解が得られなかつたものと考えられる。

4. 1992 基準の果たした役割

(1) 1992 基準の果たした役割

1) 規定の概要

1973 基準案の項目を継承するとともに、約 20 年間の公共図書館の発展と 1988 中間報告の考え方を取り入れ、多くの新項目を追加して、より詳細で多面的な内容になり、2001 基準以後の基準の基礎となっている。

2) 図書館長・専門的職員に関する規定

すべての図書館を対象に、図書館長は司書資格を持つ者が望ましいこと、教育委員会は司書の採用に努めるものとすること等の 2 点を定めた点にきわめて大きな意義がある。その後、1997 年度限りで図書館建設等の補助金は廃止され、1999 年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行され、図書館法第 13 条第 3 項等と「公立図書館の最低基準」は削除された。1992 基準は非常に大きな役割を果したといえる。

3) 数値目標とその根拠

局長通知ではあるが、数値目標を定めた唯一の基準である。数値目標を含む基準を公示する可能性を追求したが、了解が得られなかつたため、数値目標を残した形で大臣告示としたものと考えられる。数値目標の内容では、貸出冊数、資料数（2 項目）と専門的職員の 4 項目に絞り、1973 基準案で取り上げなかつた 1972 部会案の貸出冊数を加えている。これは、特に重要な項目を選択し、実質的な効果を重視したものと考えられる。この時期には、日図協が積極的に数値目標を示していたこともあり、数値目標を設けて、全国の公共図書館に数値目標を示すことが必要と考えられたのであろう。専門的職員数に「公立図書館の最低基準」を用いたのは、たとえ数値が低くても、また、批判が予想されても、図書館法施行規則で定められている点を活かしたものと考えられる。

数値目標については、学習情報課調べのデータに基づく「数値資料」によって、その根拠が示されている。数値目標の平均に対する比率を計算すると、貸出冊数は、4 冊 ÷ 2.4 冊で、自治体平均の約 1.7 倍、開架冊数は平均にほぼ等しく、収集冊数は、20% ÷ 15% で、平均の約 1.3 倍である。基準案の数値目標の根拠が示されたのは初めてである。「最低基準（案）」についても、それぞれ数値を定めた理由を示している。

(2) 検討過程の意義

1) 基準の形式

文部省は、1974 年に局長通知することを検討している³³⁾。要望のある数値目標を示しつつ公示を目指し、困難な場合は局長通知することを想定していたと考えられる。

2) 図書館専門委員会の積極的な取り組み

基準を確実に制定するための専門委員会による積極的な取り組みが見られる。第一に、全国公共図書館の調査を行い、そのデータをもとに現実的な数値目標を決定し、その根拠を示している。第二に、都道府県立図書館の意見をもとに、図書館の人事における現状打

開の方針を提案している点（例：人事交流について）は現実的であり、問題点を鋭く指摘している。第三に、事務局である学習情報課が、これらをもとに、日団協、図問研と対話し、問題提起と意見交換を行っている。図問研に対しては、最後に「この基準は通してよいと考えていると受け取ってよいか」と尋ねている。明確な回答はないが、反対する意思はないことがほぼ確認されている。

(3) 1992 基準の意義

非常に多くの課題に直面する状況において、局長通知ではあるが、初めて基準を定めたことに大きな意義がある。特に地方行革による規制緩和の提案に対し、今後の展開を予測し、図書館の専門的職員の制度を維持するための規定を定めたこと、数値目標とその根拠を明示したこと、専門委員会が基準を確実に制定するために積極的な取り組みを行い、事務局が関係団体との懇談等によって説明に努めたことが高く評価できる。

注記・引用文献

- 1) 薫袋秀樹 「「公立図書館の設置および運営に関する基準案」(1967)」(『日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2015年、pp. 54-57、2015. 5)
- 2) 薫袋秀樹 「「公立図書館の設置及び運営に関する基準」(案)(1973) 検討過程の問題点」(『日本生涯教育学会論集』37、pp. 43-52、2016. 9)
- 3) 薫袋秀樹 「「公立図書館の設置及び運営に関する基準(案)」(1973)の規定・数値目標に関する考察」(『日本生涯教育学会論集』38、pp. 11-20、2017. 9)
- 4) 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会「公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告)」(『図書館雑誌』86(7)、pp. 441-444、1992. 7)
- 5) 「生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会の「公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告)」の送付について」(文生字第182号 平成4年6月17日 都道府県・指定都市教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長通知) 1992. 6.
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19920617001/t19920617001.html、2018年4月29日参照)
- 6) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示132号) 2001. 7.
(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/009.htm、2018年4月29日参照)
- 7) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号) 2012. 12.
(http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm、2018年4月29日参照)
- 8) 薫袋秀樹 「「公立図書館の設置及び運営に関する基準」(1992)に関する議論の特徴」(『日本図書館情報学会研究大会発表論文集』第64回、pp. 91-94、2016. 11)
- 9) 「文部省訪問、学習情報課長らと懇談－望ましい基準案について意見交換」(『みんなの図書館』174、pp. 79-82、1991. 11)
- 10) 「文部省学習情報課と日本図書館協会役員との懇談会記録」(『図書館雑誌』86(3)、pp. 162-166、1992. 3)
- 11) 田中久文 「「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示2001. 7)についての雑感」(『日本図書館情報学会誌』48(4)、pp. 175-181、2002. 12)
- 12) 薫袋秀樹 「臨教審答申と公立図書館の課題－生涯学習論の意義と背景」(『図書館雑誌』82(12)、pp. 785-789、1988. 12)
- 13) 日本国書館協会図書館員の問題調査研究委員会「「公共図書館・職員の勤務状況(条件)に関する調査」

の報告」(『図書館雑誌』73(3)、pp. 156-160、1979. 3)

- 14) 地方自治経営学会編『国が妨げる自治体行革』中央法規出版、1985. 3 (地方自治経営シリーズ 1)、pp. 52、216-217.
- 15) 地方自治経営学会編『ふるさと創生と地方分権』ぎょうせい、1990. 4 (新・地方自治経営シリーズ 11)、pp. 406.
- 16) 臨時行政改革推進審議会「国と地方の関係等に関する答申」「地方の時代」の新展開－新行革審答申』ぎょうせい、1990. 3、pp. 1-71.
- 17) 「国と地方の関係等に関する改革推進要綱 (平成元年 12 月 29 日閣議決定)」「地方の時代」の新展開－新行革審答申』ぎょうせい、1990. 3、pp. 73-95.
- 18) 地方自治情報センター『地方公共団体が実施する地域情報化推進方策に関する調査研究：地域情報サービスシステムと図書館情報ネットワークシステムについて』1991. 3、181p.
- 19) 栗原均「図書館事業基本法 (仮称) について－報告・その 9－」(『図書館雑誌』76(2)、pp. 111、1982. 2)
「①検討委員会は、<第一次報告>をもって一応の段階を終了したと考え解散する」
- 20) 森耕一「図書館政策特別委員会の再発足」(『図書館雑誌』77(12)、pp. 819、1983. 12)「委員会の基本姿勢 「図書館事業基本法要綱 (案)」にとらわれることなく、すべて一から考える」
- 21) 日本国書館協会町村図書館活動振興方策検討臨時委員会『町村の図書館－そのつくり方と活かし方』日本図書館協会、1986. 10、196p.
- 22) 「図書館政策特別委員会 (委員長 森耕一)」(『図書館雑誌』78(8)、pp. 550、1984. 8)
- 23) 日本国書館協会図書館政策特別委員会「公立図書館の任務と目標 (第二次案)」(『図書館雑誌』80(4)、pp. 213-220、1986. 4)
- 24) 日本国書館協会図書館政策特別委員会「公立図書館の任務と目標 (最終報告)」(『図書館雑誌』81(9)、pp. 555-562、1987. 9)
- 25) 日本国書館協会図書館政策特別委員会編『公立図書館の任務と目標 解説』日本図書館協会、1989. 3、69p.
- 26) 伊東正勝「図書館制度」武田虎之助編『図書館学学習の手引』日本図書館協会 (図書館の仕事 24)、1973. 9、pp. 42-59.
- 27) 社会教育審議会社会教育施設分科会「<資料>新しい時代 (生涯学習・高度情報化の時代) に向けての公共図書館の在り方について－中間報告－」(『図書館雑誌』82(3)、pp. 124-128、1988. 3)
- 28) 「社教審の「図書館に関するワーキンググループ」による検討始まる」(『図書館雑誌』84(4)、pp. 187、1990. 4)
- 29) 「生涯学習審議会「図書館専門委員会」設置：公立図書館の設置運営等調査審議」(『図書館雑誌』85(2)、pp. 59、1991. 2)
- 30) 「文部省「望ましい基準 (案)」発表」(『図書館雑誌』85(7)、pp. 399、1991. 7)
- 31) 生涯学習審議会社会教育分科審議会図書館専門委員会「<資料>公立図書館の設置及び運営に関する基準 (案)」(『図書館雑誌』85(7)、pp. 441-444、1991. 7)
- 32) 「『公立図書館の設置及び運営に関する基準 (案)』文部省担当課長と日図協役員、意見交換」(『図書館雑誌』85(8)、pp. 459、1991. 8)
- 33) 「協会通信－常務理事会」(『図書館雑誌』69(5)、pp. 232-233、1975. 5)